

支え合い、顔の見える地域づくり!

ささえあい 活動

ボランティア 育成 多世代 交流 見守り 活動 サロン

災害 ボランティア

実施期間

令和4年4月1日(金)から令和5年3月31日(金)まで

申請期間

令和3年11月1日(月)から令和4年1月31日(月)まで

伊勢原市社会福祉協議会では、善意銀行の寄託金を活用し、活動に必要な経費の一部を助成します。

市民による自主的で営利を目的としない、地域活動を行う団体

対 象: ※任意団体、学校法人又はNPO法人、かつ団体の構成員が概ね10人以上で、ONUVLEが伊熱原本なけ、た数又はた党

で、9割以上が伊勢原市在住、在勤又は在学

対象事業: 住民同士の地域交流の場づくり、地域の見守り・支え合い活動、災害時

に備える活動等

※詳しくは、裏面をご覧ください。

## 申込み・問い合わせは

社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会

☎0463-94-9600 https://www.isehara-shakyo.or.jp

## 令和4年度善意銀行寄託金配分事業概要

交付対象	配分金の交付対象とする団体は、伊勢原市内を主たる活動拠点とし、伊勢原市の地域福祉向上のために事業を行う団体で、次に掲げる全ての要件を満たすものとします。 (1)任意団体、学校法人又はNPO法人 (2)団体の構成員がおおむね10人以上で、9割以上が伊勢原市在住、在勤又は在学
対象事業例	・高齢者、障がい者等の外出や買い物等の生活支援活動 ・放課後の子ども達の見守り活動 ・地域住民が定期的に集う茶話会 ・担い手を育成するための勉強会 ・災害時を想定した助け合いの仕組みづくり など
実施期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
申請期間	令和3年11月1日(月)から令和4年1月31日(月)まで
配分内容	配分金の交付は1団体1年につき1回とし、配分金額は対象経費の合計 額の75%の額です。ただし、10万円を限度とします。 算出した配分金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金 額を切り捨てます。 【対象経費】 ・謝金 ・消耗品費 ・郵送代 ・印刷製本費 ・使用料及び賃借料 ・保険料 ・災害支援活動に必要な資材機材等の購入費 ・被災地までの交通費 等
留意事項	・社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会善意銀行寄託金配分要綱の規定に 基づいて審査を行います。 ・対象外となる団体・経費など、詳細は、伊勢原市社会福祉協議会に問い 合わせてください。

## 社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会